

町長コラム

音楽のプレゼント



鈴木 勝

アフリカの民族も、北極圏の民族も、音楽を持たない民族はいないと思われる。人は、うれしい時などに、自然と体内に音楽が流れるようにできていると聞いたことがある。

松伏町は「音楽によるまちづくり」を掲げ、平成元年に町の財産とも言える「田園ホール・エローラ」を建設した。このホールを利用することで、音楽をもっと身近な存在として感じて欲しいとの思いもあった。

令和3年4月から役場本庁舎のエントランスで、町内在住のピアニストの方に演奏していただいた音楽を流している。

中央公民館、多世代交流学習館のエントランスにおいても検討しており、ピアノだけでなく、ヴァイオリン、フルート、ハーモニカなど、様々な楽器の演奏を流すことで、音楽への関心と興味をさらに引き立てるものと考えます。

さらに音楽のまちを推進していくため、作曲者の没後70年を経過している曲（著作権が切れた曲）を演奏して、CD等で提供してください。また、ご自身で作曲したものでも構いません。いただいた曲を流していきたいと思えます。

皆さんと一緒に、松伏町を音楽のまちとして盛り上げていきたいと考えます。

狙われる18歳!? 消費者トラブルに気を付けて!  
—来年4月から成年年齢が18歳に—

民法改正により、2022年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。改正後には未成年者取消権が適用できなくなる18歳の若者にも、今まで20代前半で多く見られたトラブルに、今後は巻き込まれるおそれがあります。

若者に多く見られる消費者トラブル

【金】編：大学の先輩から「投資用USBを購入すると年間で何百万円にもなる。友人を勧誘すると紹介料がもらえる」と誘われた。お金がないと断ると、学生ローンの借入を紹介され3社から50万円を借りた。説明と違い儲からない。友人も失った。

→うまい話はありません。きっぱりと断りましょう。

【美】編：SNSで知り合った友人に脱毛サロンに誘われた。「無料。お試し」と言われたのに、個室で高額なコースを勧誘され、怖くなって契約してしまった。

→安易に行ってははいけません。事前に調べ、不安に思ったら断りましょう。

契約してもクーリングオフや消費者契約法で解約できる場合があります。トラブルや不安に思った場合には消費生活センターにご相談ください。

ひとりで悩まず すぐ相談!

消費者ホットライン  
188 局番なし

松伏町消費生活センター  
又は ☎ 991-1854

人権  
それは 愛

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて  
～人権について今一度考えよう～

問合せ  
教育文化振興課 ☎991-1873  
企画財政課 ☎991-1815

延期となっていた東京オリンピック・パラリンピックの開催が間近に迫っています。オリンピックはもともと、スポーツを通じた教育や平和のために誕生した祭典で、人権と深い関わりがあります。

「近代オリンピックの父」と呼ばれるフランスの教育家、ピエール・ド・クーベルタン男爵は、スポーツは体を鍛えるだけでなく、心身の調和のとれた人間を育成し、フェアプレーの精神や友情、道徳、連帯感を育むことができると考えました。さらに、国際的な競技会で他国の選手と親しくなり、多様な文化や芸術に触れることで、平和な社会の実現につながると考えたクーベルタンはオリンピックのあるべき姿として、「オリンピズム(オリンピック精神)」を提唱しました。

国際オリンピック委員会が定めるオリンピック憲章には、人権尊重の理念として、「権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類

の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」とうたわれています。

東京オリンピック・パラリンピックはコロナ禍での開催ということもあり、世界からより一層の注目を集めます。国籍の違いや障がいの有無等、さまざまな違いを理解し、相手の気持ちを考え、お互いの心を通わせることが求められます。

開催国として、世界のお手本となれるよう、今一度人権について考え、意識を変えていく必要があるのではないのでしょうか。

